

一般社団法人埼玉県トラック協会  
担当者 殿

埼玉労働局労働基準部監督課長

過労死等防止啓発月間に係る周知依頼について

日頃より労働基準行政の運営につきまして、ご理解、ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等をなくすためにシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行います。この月間は、「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年11月に実施しています。

月間中は、国民への啓発を目的に、「過労死等防止対策推進シンポジウム」を行うほか、「過重労働解消キャンペーン」として、長時間労働の削減や賃金不払残業の解消などに向けた重点的な監督指導やセミナーの開催、土曜日に過重労働等に関する相談を無料で受け付ける「過重労働解消相談ダイヤル」等を行います。

つきましては、関係するパンフレット等を送付させていただきますので、窓口への備付けなど周知にご協力いただきますよう、お願いいたします。

担当：埼玉労働局労働基準部監督課  
藤澤

Tel：048-600-6204

Fax：048-600-6224

※パンフレットの電子データが掲載されています。

- 厚生労働省報道発表資料

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_20865.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20865.html)



※パンフレットの電子データが掲載されています。

- 過労死等防止対策推進シンポジウム（埼玉会場）

<https://jsite.mhlw.go.jp/saitama-roudoukyoku/content/contents/000982703.pdf>

